

4月1日から内容が変わります！

定期予防接種の内容が変わります

- 「ヒブワクチン」「小児用肺炎球菌ワクチン」「子宮頸がん予防ワクチン」が定期接種となり、ほかの定期予防接種と同様に全額公費負担になります。

ワクチンの種類	対象者
ヒブワクチン	生後2カ月～5歳未満まで (生後2カ月になったら接種を受けましょう)
小児用肺炎球菌ワクチン	
子宮頸がん予防ワクチン	小学6年生～高校1年生相当の年齢の女子

- BCG（結核）の接種対象年齢が変わります。

(改正前) 生後3カ月～6カ月まで



(改正後) 生後5カ月～1歳まで(望ましい時期は5カ月～8カ月まで)

- 日本脳炎の積極的な勧奨の差し控え(平成17年5月30日から平成22年3月31日まで)により、定期接種を受ける機会を逸した人への特例措置の対象者が新たに拡大されます。

(改正前) 平成7年6月1日生まれ～平成19年4月1日生まれまで



(改正後) 平成7年4月2日生まれ～平成19年4月1日生まれまで

※日本脳炎の1期(初回2回・追加1回)、2期(1回)の定期接種がまだの人は、20歳未満まで接種できます。

- 長期にわたり療養を必要とする病気など、特別の事情があることにより、定期予防接種を対象年齢内に受けることができなかった人へ接種の機会が設けられました。

◇接種場所 市内指定医療機関(事前に予約が必要です)

☆市外・県外の医療機関で定期予防接種を受けられる人は、保健センターに備え付けの依頼書が必要です。詳細は、健康推進課にお問い合わせください。

◆問い合わせ 健康推進課(☎内線777)へ

【健康推進課】